

## 技能講習名

### 木材加工用機械作業主任者技能講習

#### 作業内容

木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。)を5台以上(当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上)有する事業場において行なう当該機械による作業

- ・講習の日程、受講の申し込み等については、各登録教習機関へ直接お問い合わせ下さい。

名 称	所在地	電話番号	FAX 番号
林業・木材製造業労働災害防止 協会三重県支部	〒514-0003 津市桜橋1 - 104 三重県林業会館	059-225- 9014	059-226- 0679